

社会福祉法人野のはな 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野のはな(以下法人という)の役員等報酬に関する事項を定めたものである。

(役員等の範囲)

第2条 役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

(報酬の決定と支払)

第3条 役員等報酬の額は職員賃金規程に準じて理事会で決定し、法人業務を行う役員等に対してのみ支払う。

(交通費の決定と支払)

第4条 交通費の額は理事会で決定し、理事会・評議員会に出席した役員等に対してのみ支払う。

(欠勤役員等に対する報酬)

第4条 役員等が、病気その他の理由によって欠勤した場合でも、原則として任期満了時までは、その報酬額を減じない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2011年2月1日から施行する。

附則

この規程は、2014年3月24日から施行する。